

# 北九州市立介護実習・普及センター 福祉用具使用貸借契約書

社会福祉法人北九州市福祉事業団を甲とし、を乙として、  
下記条項により、別紙の福祉機器・介護用品（以下「福祉用具等」という。）の展示試用・  
貸借等に関し、次のとおり契約を締結する。

## （契約の目的）

第1条 この契約は、甲が福祉用具等の適切な普及を図るため、北九州市立介護実習・普及センターにおいて、乙の所有する福祉用具等を借り上げたうえで、展示・試用に供する福祉用具展示事業を実施することを目的とする。

## （契約対象製品）

第2条 契約の対象となる福祉用具等は、甲が指定する別表の製品とする。

## （契約の有効期間）

第3条 契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2 有効期間内に甲・乙いずれかからも契約終了の意思表示がない場合は、さらに1年間の契約更新について合意されたものとみなし、有効期間を延長するものとする。その後もまた同様とする。

## （解除）

第4条 次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が指定する製品を取り扱わなくなったとき
- (2) 甲が福祉用具展示事業を取り止めたとき
- (3) 甲又は乙が、解散、破産、民事再生その他の破綻ないし事業再生手続に着手したとき
- (4) 上記の外、甲又は乙の都合により契約の継続が困難となったとき

2 前項の規定により契約を解除するときは、30日前に相手方に対し文書で通知するものとする。ただし、前項第3号に該当する場合は、直ちに解除できるものとする。

## （福祉用具等の展示の変更等）

第5条 甲又は乙の都合により、年度途中において福祉用具等の展示の変更、取消、追加等の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

## （福祉用具等の展示場所）

第6条 福祉用具等の展示は、北九州市立介護実習・普及センター福祉用具展示場内で行う。ただし、甲は乙と事前に協議のうえ、他所で展示することを妨げられない。

## （福祉用具等の貸出）

第7条 甲は展示用として乙から提供された福祉用具等について、利用者の適性を評価する

ために、事前に乙と協議することなく、行政機関、医療・福祉の専門機関及び個人（以下「借受人」という。）に一時貸出を行うことができるものとする。なお、貸出時の管理責任は借受人に付帯するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

2 貸出時の借受人に対する製造責任は、乙が負い、甲は責任を負わないものとする。

（福祉用具等の提供経費等）

第8条 乙は福祉用具等の提供・保守・運搬等、本契約に伴う展示に必要な経費を負担するものとする。

ただし、甲が主催する展示会などに出品のための経費についてはこの限りでない。

（福祉用具等の保守）

第9条 乙は、福祉用具等を甲が正常な状態で使用できるように必要に応じて社員を展示場に派遣し、点検・調整を行うとともに、来訪者からの相談にも応じるものとする。

なお相談を受けるにあたっては、社員は自社の利益となるような行動を取ることのないよう留意しなければならない。

2 用途に応じた適正な使用範囲内での使用により福祉用具等が故障又は破損した場合、甲の要請により、乙は速やかに正常な状態に回復させ又は取り替えるものとする。

（福祉用具等の所有権）

第10条 福祉用具等の所有権は、乙に属し、甲はそれらを管理者の注意義務をもって使用・管理しなければならない。

（補償）

第11条 展示用に提供された福祉用具を管理上重大なる過失により破損・紛失した場合は、甲はこれを補償しなければならない。

2 貸出時の破損及び紛失については、前項の規定にかかわらず借受人が補償するものとする。

3 天災及びそれによる火災、風水害等により破損及び紛失した場合は、甲はその責を負わないものとする。

（福祉用具等の撤去）

第12条 乙は、契約の終了に伴う福祉用具等の撤去を30日以内に行わなければならない。なお、撤去費用は乙の負担とする。

（契約終了時の福祉用具等の処分）

第13条 乙が期日までに前条の撤去義務を履行しないときは、甲は、乙の費用で福祉用具等を撤去し、福祉用具等を甲が取得し又はこれを第三者に転売することができる。なお、転売時の転売利益は甲に帰属する。

（守秘義務）

第14条 乙は、この契約に基づく業務を行うことによって知り得た情報を、外部に漏らし

又は他の目的に利用してはならない。

(所在地変更等の通知義務)

第15条 甲及び乙は、本契約期間中に所在地の変更、事業の廃止及び解散をしたときは、速やかに相手方に対し、文書でその旨を通知する。

2 甲又は乙が所在地変更の通知を怠ったときは、相手方の契約更新・終了・解除の意思表示及び解約通知は、従前の所在地において行う。

(定めのない事項)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約書は2通作成し、甲乙各1通所有するものとし、この契約は次のとおり各自記名押印したときに確定する。

平成 年 月 日

甲 所在地 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号  
名称 北九州市立介護実習・普及センター  
(福祉用具プラザ北九州)  
代表者 指定管理者 社会福祉法人 北九州市福祉事業団  
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 貸与者 所在地  
名称  
代表者 印